

日本歯周病学会奨励賞規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本歯周病学会定款細則第43条の規定により、歯周病学の発展に寄与する学術論文を発表した若手研究者を表彰するために、日本歯周病学会奨励賞(英文名 JSP Research Encouragement Award, 以下「本賞」という。)を設け、必要な事項を定めたものである。

(表彰対象)

第2条 表彰対象は、日本歯周病学会(以下「本学会」という。)の学術大会で発表され、かつ過去2年間に本学会会誌、または他の学術誌に掲載された原著論文とする。

(応募資格)

第3条 応募者の資格は以下の各号に該当する者とする。

- (1) 2年以上の会員歴を有すること
- (2) 35歳未満であること
- (3) 筆頭著者であること
- (4) 過去に本賞の受賞歴がないこと

(選考対象)

第4条 本賞は第3条に定める資格を有する応募者の中から選考する。

(受賞者数)

第5条 受賞者数は、各年度4名以内とする。

(選考と決定)

第6条 受賞候補者は、選考委員会で選出し、理事会の議を経て受賞者と決定する。

- 1 選考委員長(以下「委員長」という。)は、研究委員会の中から選出し、委員長が選考委員会を主催する。委員長は理事または評議員の中から5名の選考委員を選出し、理事長が任命する。
- 2 各選考委員の任期は当該年度内とする。
- 3 選考基準は別に定める。

(表彰)

第7条 受賞者には賞状ならびに副賞を授与する。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は理事会の議を経て行う。

付則

- 1 本賞の副賞は、ヒューフレディ株式会社のスポンサーシップによる“Hu-Friedy Award”とする。
- 2 この規程は平成7年5月18日から施行する。
- 3 この規程は平成14年4月24日に改正し施行する。
- 4 この規程は平成15年10月16日に改正し施行する。
- 5 この規程は平成22年5月13日に一部改正し施行する。
- 6 この規程は令和4年6月2日に一部改正し施行する。